第３０回浜中町農業委員会総会議事録

１．日　　時　　平成２５年１２月２０日（金）　午後１時００分

２．場　　所　　浜中町役場茶内支所　会議室

３．出席委員　　１２名

１番　　白　川　英　之

２番　　永　洞　忠　志

３番　　梅　原　順　一

４番　　小田原　憲　一

５番　　熊　谷　唯　志

６番　　小　椋　　守

７番　　穴　吹　　栄

８番　　百　々　英　夫

１０番　　白　川　俊　明

１１番　　片　島　道　夫

１２番　　押　切　裕　子

１３番　　鈴　木　　誠

４．出席職員　　３名

事務局長　　上　田　幸　作

農政係長　　酒　井　美 和 子

農地係長　　中　山　正　教

５．議　　事

日程第　１　　総会成立報告

日程第　２　　開会

日程第　３　　議事録署名委員の指名

日程第　４　　会期の決定

日程第　５　　会務報告

日程第　６　報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

日程第　７　報告第２号　農地法第１８条の規定による合意解約について

日程第　８　議案第１号　土地の現況証明願について

日程第　９　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第１０　議案第３号　農用地利用集積計画作成要請について

日程第１１　議案第４号　平成２６年度浜中町農業委員会予算の提出について

日程第１２　　次回総会日程（予定）について

事　務　局　長　第３０回総会の開会に先立ち御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員１２名のところ１２名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第８条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議　　長　おはようございます。

１２月に入り、何かとお忙しい中、第３０回総会に御出席いただき大変ありがとうございます。また、農政部会の皆様には、午前中から引き続きの会議ということで大変御苦労様です。

御案内のように、来年度の補給金単価が決まったようです。全て含めますと、これまで１３円だったのが２５銭アップということで、現状ではやむを得ないのかなという思いがすると同時に、果たして２５銭という金額が、どの程度我々の経営に影響してくるのか、いささかの疑問もないわけではありませんけれども、それぞれ系統組織や行政も含め、中央要請をした結果がこういう形になったと思いますので、まずはよかったという感じはしています。

そのような中で、先般４日の日に、浜中町農協青年部の役員の方々との懇談会を開催しました。初めての試みということで、若干不安もあったのですけれども、結果的に色々な話合いが活発に行われまして、有意義な懇談会だったと思っております。

今の我々の後継者たちが、本当に積極的に、自分たちのみならず町全体の事まで視野に入れながら、先の事を一生懸命真剣に考えている様子がうかがえました。非常に心強い思いをいたしました。懇談会では、私どもが以前に青年部からいただいた要請文並びに農地のアンケート調査の結果などを説明しながら、我々農業委員会の活動の内容についても理解を深めていただきました。

これからはやはり、農業委員会は、若い人たちや関係団体との橋渡し役という役割を担っていかなければならないのかなということを改めて感じました。

今後とも青年部に限らず、現場の人たちとの懇談会などを行いながら、我々のできる範囲で、新たな事業展開を模索していく必要があるのかなという思いをしております。

今回の補給金の結果が、そういった担い手の人たちの生産意欲につながっていくかといったら、いささか疑問はありますけれども、５月以降のメーカーとの乳価の決定にも期待すると同時に、今後いくらかでも若い人たちが生産に意欲を持てるような政策が展開されることを期待しているところです。

それでは、早速総会の議事に入っていきたいと思いますので、皆様には慎重審議をお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

大変御苦労様でございます。

日程第３　議事録署名委員の指名を議題とします。

本日の議事録署名委員は、１番白川英之委員、２番永洞委員を指名いたします。

次に、日程第４　会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日１日といたします。

次に、日程第５　会務の報告議題とします。事務局より申し上げます。

事務局長　（会務報告あるも省略）

議　　長　会務報告が終わりましたが、本日の議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。

事務局長　（質疑なしの声）

議　　長　質疑がないようなので、これで、会務報告を終わります。

日程第６　報告第１号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長　報告第１号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。
農地法第３条の３第１項の規定では、農地又は採草放牧地について同法第３条第１項本文に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならないとされております。
本件は１件の届出でありますが、届出人は浜中町西円朱別西１８線○○番地、○○　○氏で、相続により所有権を取得したものであります。
今回の届出により取得した農地は合計○筆で、面積は○万○○○㎡、権利を取得した日は平成○○年○月○○日であります。
以上のとおり報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　事務局からの提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。
ここで、○番○○委員は、会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

（○○委員退席、退室）

報告第１号の質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

（○○委員入室、着席）

次に、日程第７　報告第２号農地法第１８条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長　報告第２号農地法第１８条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
農地法第１８条第１項及び第２項では、農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より６ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでないと規定されております。
また、その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならないという規定が同条第６項で謳われております。
本案は、以上の規定に該当するものでありますが、整理番号１は、茶内栄○○番地、○○○○○○○○○を貸主、姉別緑栄○○○番地、○○○○氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、○○氏が後継者への経営移譲を進めるにあたり、○○○○○との賃貸借契約を解除するもので、契約期間は、平成

○○年○月○日から平成○○年○月○○日までとなっておりましたが、この度の解約により○○月○○日に土地の引き渡しが行われていたものであります。
　次に、整理番号２は、姉別緑栄○○○番地、○○○○氏を貸主、姉別緑栄○○○番地、○○○○氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、整理番号１と同様に、○○氏が後継者への経営移譲を進めるにあたり、○○氏との賃貸借契約を解除するもので、契約期間は、平成○○年○月○日から平成○○年○月○○日までとなっておりましたが、この度の解約により○○月○○日に土地の引き渡しが行われていたものであります。
　以上、本案について御報告申し上げましたので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議　　長　事務局より提案理由の説明が終わりました。
　これから質疑を行いますが、整理番号１と２については、○番○○委員、○番○○委員、○○番○○委員、整理番号２については、○番○○委員が、会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたします。それぞれの委員は退席願います。

（○○委員、○○委員、○○委員退席、退室）

　これから整理番号１の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
　次に、討論を省略し、採決いたします。
　整理番号１は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
　よって、整理番号１は、原案のとおり承認されました。

（○○委員、○○委員入室、着席）

　次に、整理番号２の質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号２は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号２は、原案のとおり承認されました。

（○○委員入室、着席）

日程第８　議案第１号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長　議案第１号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員３名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず農業委員会の審議に付した後に発行することとされています。
本案につきましては１件の願い出でありますが、浜農委２５－２２号の願い出人は、仲の浜○○○番地、○○○○氏、願い出地は仲の浜○○番○、○筆、面積○万○，○○○㎡で、申請地は現在原野化しており、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。現地調査につきましては、１２月１６日に実施し、確認をしております。
以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長　（詳細説明あるも省略）

議　　長　事務局から提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった方々から補足があれば、これを受けます。

各調査委員　（特になしの声）

議　　長　特にないようなので、これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第９　議案第２号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長　議案第２号農地法第３条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
農地法第３条第１項では、農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされております。
本案は、使用貸借権の設定２件、賃貸借権の設定２件による合計４件の届出でありますが、いずれも後継者へ経営移譲するための許可申請であります。
整理番号１は、西円朱別西１８線○○番地、○○　○氏所有地○○筆、面積○○万○，○○○㎡に係るもので、後継者である同住所の○○　○氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。
整理番号２は、姉別緑栄○○○番地、○○○○氏所有地○○筆、面積○○万○，○○○㎡に係るもので、後継者である同住所の○○　○氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。
整理番号３は、茶内栄○○番地、○○○○○○○○○所有地○筆、面積○万○，○○○㎡に係るもので、姉別緑栄○○○番地、○○　○氏へ農用地を賃貸借しようとするものであります。
整理番号４は、姉別緑栄○○○番地、○○○○氏所有地○筆、面積○万○，○○○㎡に係るもので、姉別緑栄○○○番地、○○　○氏へ農用地を賃貸借しようとするものであります。
なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長　（詳細説明あるも省略）

議　　長　質疑に入る前に、担当地区の委員から補足説明を受けます。
整理番号１について、７番穴吹委員お願いします。

穴吹委員　（補足説明あるも省略）

議　　長　次に、整理番号２から４の補足説明を、３番梅原委員お願いします。

梅原委員　（補足説明あるも省略）

議　　長　担当地区の委員より補足説明が終わりました。
これから本案の審議を行いますが、議事の都合上、整理番号１、２、４、３の順に審議を行います。
まず、整理番号１の質疑を行います。
ここで、○番○○委員は、会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

（○○委員退席、退室）

整理番号１の質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号１は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。

（○○委員入室、着席）

次に、整理番号２の質疑を行います。
ここで、整理番号２、３、４について、○番○○委員が会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

（○○委員退席、退室）

整理番号２の質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号２は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号４の質疑を行います。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号４は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号４号は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号３の質疑を行います。
ここで、○番○○委員、○○番○○委員は、会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

（○○委員、○○委員退席、退室）

整理番号３号の質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。

整理番号３は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。

（○○委員、○○委員、○○委員入室、着席）

日程第１０　議案第３号農用地利用集積計画作成要請についてを議題といたします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長　議案第３号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第１３条第４項では、農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとするとしております。
本案は７件の作成要請で、整理番号１は、釧路市文苑４丁目○○番○○号、○○○○氏所有地○○筆、面積○○万○，○○○㎡、土地の対価は○，○○○万○，○○○円でありますが、この土地を○○○○○○　○○○○○○○○に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。
次に、整理番号２は、姉別２丁目○○番地、○○○○氏所有地○筆、面積○○万○，○○○㎡、土地の対価は○，○○○万○，○○○円でありますが、この土地を○○○○○○○○○○○○　○○○○○○○○○○に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。
次に、整理番号３は、釧路市文苑４丁目○○番○○号、○○○○氏所有地○筆、面積○○○㎡、土地の対価は○万円でありますが、この土地を茶内西７線○○番地、○○　○氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。
次に、整理番号４は、姉別２丁目○○番地、○○○○氏所有地○筆、面積○万○，○○○㎡、土地の対価は○万○，○○○円でありますが、この土地を姉別南５線○○○番地、○○○○○○○○○○○○に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。
次に、整理番号５は、西円朱別西１７線○○○番地、○○○○氏所有地○筆、面積○万○，○○○㎡に係るもので、借受人である、西円朱別西１８線○○番地、○○　○氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の○○　○氏に賃貸借権の移転を行おうとするものであります。
次に、整理番号６は、○○○○○○　○○○○○○○所有地○筆、面積○万○，

○○○㎡に係るもので、借受人である、姉別緑栄○○○番地、○○○○氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の○○　○氏に賃貸借権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号７は、○○○○○○○○○○○○　○○○○○○○○○所有地○筆、面積○○万○，○○○㎡に係るもので、この土地を○○○○　○○○○○○○○○○に賃貸借による利用権の移転を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号から第４号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長　（詳細説明あるも省略）

議長　事務局から提案理由の説明が終わりました。

本案については、議事の都合上、整理番号１、２、７、３、４、５、６の順に審議を行います。

まず、整理番号１の質疑を行います。

各委員　（質疑なしの声）

議長　質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

整理番号１は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員　（異議なしの声）

議長　異議なしと認めます。

よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号２の質疑を行います。

ここで、整理番号２と７について、○番○○委員、○○番○○委員が会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

（○○委員、○○委員退席、退室）

整理番号２の質疑ありませんか。

各　委　員	（質疑なしの声）
議　　長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 整理番号２は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各　委　員	（異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号７の質疑を行います。
各　委　員	（質疑なしの声）
議　　長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 整理番号７は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各　委　員	（異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 よって、整理番号７は、原案のとおり可決されました。 （○○委員、○○委員入室、着席） 次に、整理番号３の質疑を行います。
各　委　員	（質疑なしの声）
議　　長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 整理番号３は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各　委　員	（異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号４の質疑を行います。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号４は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号４は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号５の質疑を行います。
ここで、○番○○委員は、会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

（○○委員退席、退室）

整理番号５の質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号５は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号５は、原案のとおり可決されました。

（○○委員入室、着席）

次に、整理番号６の質疑を行います。
ここで、○番○○委員は、会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

（○○委員退席、退室）

整理番号６の質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号６は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号６は、原案のとおり可決されました。

（○○委員入室、着席）

次に、日程第１１　議案第４号平成２６年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題といたします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長　議案第４号平成２６年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
まず、歳入から説明いたします。
歳入総額につきましては、前年度対比３５万４，０００円増の５６４万８，０００円でありますが、増額の主な理由は農業委員会交付金の増によるもので、他に所管する土地の現況証明手数料、農業者年金業務委託手数料、臨時職員雇用保険被保険者負担金につきましては、前年とほぼ同額を計上しております。
次に、歳出の説明をいたします。
歳出総額につきましては、前年度対比１６３万１，０００円減の１，２４９万５，０００円でありますが、主な減額理由といたしましては、本年度実施いたしました先進地道外視察研修にかかる経費の減額分と、農業委員会が所管する公用車両の購入年賦金の支払いが、本年度で終了することによる減額でございます。
次に、歳出の事業名ごとに説明させていただきますが、農業委員会委員に要する経費の総額は７８１万２，０００円で、前年度対比１１７万７，０００円の減額となっておりますが、内訳といたしましては、農業委員報酬１５万６，０００円の減、費用弁償で１０９万６，０００円の減、需用費で７万５，０００円の増でございます。
次に、農業委員会事務局に要する経費の総額は３６７万円で、前年度対比５５万８，０００円の減額となっておりますが、内訳といたしましては、臨時職員厚

生年金保険料３，０００円の増、臨時雇上賃金１万５，０００円の減、職員旅費２２万３，０００円の減、需用費３万２，０００円の増、役務費５万円の増、農地情報システム保守委託料３，０００円の増、コピー機借り上げ料１万５，０００円の増、車両購入年賦金４４万９，０００円の減、負担金補助及び交付金４，０００円の減、自動車重量税３万円の増でございます。

次に、農業者年金事務に要する経費の総額は８９万２，０００円で、前年度対比６，０００円の増となっておりますが、内訳といたしましては、臨時職員厚生年金保険料１，０００円の増、臨時雇上賃金１万６，０００円の増、需用費１万１，０００円の減でございます。

次に、農用地集団化に要する経費の総額は１２万１，０００円で、前年度対比２万４，０００円の減となっておりますが、内訳といたしましては、需用費２万４，０００円の減でございます。

以上、平成２６年度浜中町農業委員会予算について御説明申し上げましたが、本案につきましては、本日午前１１時開催の農政部会において御承認いただき、御提案をさせていただいているところでございます。

詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、例年新年度予算と合わせて提案していた本委員会事業計画につきましては、平成２３年２月に全国農業会議所より示された「農業委員会業務・活動強化促進運動（地域の農地と担い手を守り活かす運動）」を基軸として、計画の作成をしておりましたが、この事業が今年度で終了し、農業会議所の方では、現在、新たな運動実施に向けて改定作業中とのことでありますので、その結果を受けて新年度の事業計画を作成したいと考えておりますので、何卒御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

農政係長　（詳細説明あるも省略）

議長　事務局から提案理由の説明が終わりました。
これから、質疑を行います。
３番梅原委員。

梅原委員　公用車の任意保険は、どのようになっているのでしょうか。

農政係長　総務課の交通安全係で一括して加入しております。

議長　他にありませんか。
７番穴吹委員。

穴吹委員　臨時職員の厚生年金保険料の中で、児童手当拠出金というものがありますが、これは全員にかかってくるものなのでしょうか。

農政係長　通常、社会保険と言われているものの中には、３種類の掛け金がございまして、厚生年金、健康保険、さらに児童手当拠出金というものがあります。
この三つの掛け金は、被保険者全員が納めなければならないもので、年金と健康保険については御承知のとおりだと思いますが、もう一つの児童手当拠出金は、児童手当の財源になっているものでございまして、既婚、未婚、あるいは子どもがいてもいなくても納めなければならないものなので、予算として計上しております。

議長　他にありませんか。

各委員　（質疑なしの声）

議長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なしの声）

議長　異議なしと認めます。
よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第１２　次回総会日程を議題とします。事務局より提案いたします。

事務局長　次回総会日程については、１月２９日、水曜日、午前１０時からということで提案いたします。

議長　事務局から提案がありましたが、１月２９日、水曜日、午前１０時からの開会でよろしいでしょうか。

各委員　（異議なしの声）

議長　異議がないようなので、次回総会日程については、１月２９日、水曜日、午前１０時からの開会ということで決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第３０回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻　午後２時４０分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会　　会長　鈴　木　　誠

浜中町農業委員会　　１番　白　川　俊　明

浜中町農業委員会　　２番　永　洞　忠　志

農地法第３条調査書

調査日：平成２５年１２月１６日

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第２号 整理番号１　（使用貸借）

譲受人	○○　○	譲渡人	○○　○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				

	判　断　の　理　由	該当
第２項第１号 （全部効率利用）	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。	しない
第２項第２号 （農業生産法人以外の法人）	法人ではないので該当はしない	しない
第２項第３号 （信託）	信託ではないので該当はしない	しない
第２項第４号 （農作業常時従事）	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第２項第５号 （下限面積）	下限面積を超えている	しない
第２項第６号 （転貸禁止）	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。	しない
第２項第７号 （地域調和）	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員１名と事務局２名が現地状況等を確認した。	しない

農地法第３条調査書

調査日：平成２５年１２月１６日

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第２号 整理番号２　（使用貸借）

譲受人	○○　　○	譲渡人	○○　○○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅 原 委 員				

	判　断　の　理　由	該当
第２項第１号 （全部効率利用）	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。	しない
第２項第２号 （農業生産法人以外の法人）	法人ではないので該当はしない	しない
第２項第３号 （信託）	信託ではないので該当はしない	しない
第２項第４号 （農作業常時従事）	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第２項第５号 （下限面積）	下限面積を超えている	しない
第２項第６号 （転貸禁止）	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。	しない
第２項第７号 （地域調和）	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員１名と事務局２名が現地状況等を確認した。	しない

農地法第３条調査書

調査日：平成２５年１２月１６日

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第２号 整理番号３　（賃貸借）

譲受人	○○○○○○○○○○	譲渡人	○○　　○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅 原 委 員				

	判　断　の　理　由	該当
第２項第１号 （全部効率利用）	譲受人の経営農地は約○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。	しない
第２項第２号 （農業生産法人以外の法人）	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない	しない
第２項第３号 （信託）	信託ではないので該当はしない	しない
第２項第４号 （農作業常時従事）	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第２項第５号 （下限面積）	下限面積を超えている	しない
第２項第６号 （転貸禁止）	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。	しない
第２項第７号 （地域調和）	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員１名と事務局２名が現地状況等を確認した。	しない

農地法第３条調査書

調査日：平成２５年１２月１６日

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第２号 整理番号４　（賃貸借）

譲受人	○○　○○	譲渡人	○○　　○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅 原 委 員				

	判　断　の　理　由	該当
第２項第１号 （全部効率利用）	譲受人の経営農地は約○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。	しない
第２項第２号 （農業生産法人以外の法人）	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない	しない
第２項第３号 （信託）	信託ではないので該当はしない	しない
第２項第４号 （農作業常時従事）	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第２項第５号 （下限面積）	下限面積を超えている	しない
第２項第６号 （転貸禁止）	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。	しない
第２項第７号 （地域調和）	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員１名と事務局２名が現地状況等を確認した。	しない

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号１　（所有権移転）

譲受人	○○○○○○ ○○○○○○○○	譲渡人	○○　○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	―
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	―
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	―
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号２　（所有権移転）

譲受人	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	譲渡人	○○　○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	―
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	―
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	―
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号３　（所有権移転）

譲受人	○○　　○	譲渡人	○○　○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号４　（所有権移転）

譲受人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	譲渡人	○○　○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	する
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号５　（賃貸借）

譲受人	○○　　○	譲渡人	○○　○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号６　（賃貸借）

譲受人	○○　　○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第３０回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号７　（賃貸借）

譲受人	(○)○○○○○○○○○○○ ○○○○○　○○　○	譲渡人	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―